

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

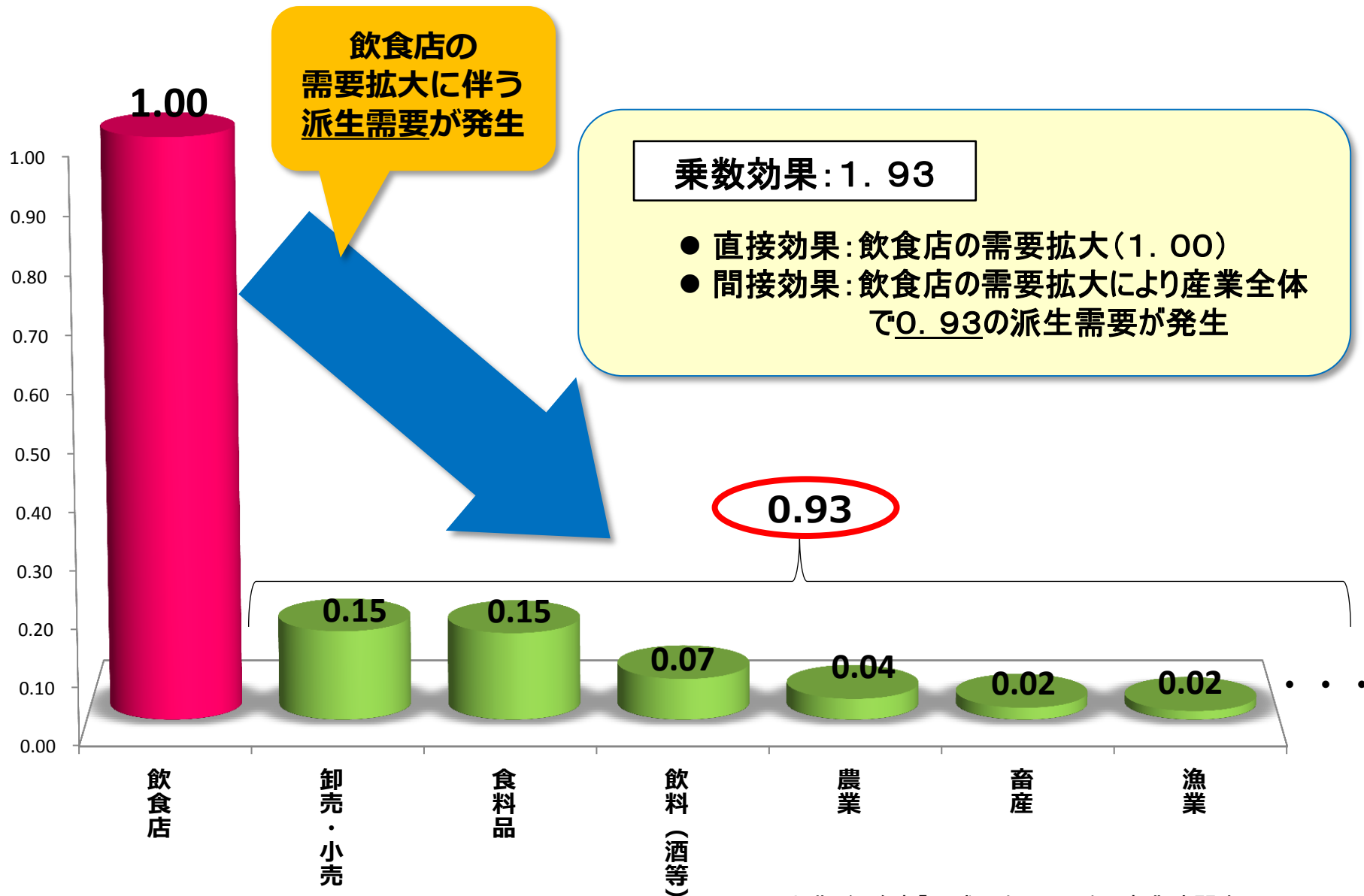
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交際費課税の見直し (国税17・地方税19(自動連動))(法人税:義、法人事業税・法人住民税:義)																																															
2	要望の内容	交際費課税について、中小法人の交際費課税の特例(800万円まで全額損金算入可能)を2年間延長するとともに、飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、大法人についても、その適用範囲を含め、所要の見直しを行う。																																															
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課																																															
4	評価実施時期	平成25年8月																																															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和29年度(交際費課税の創設年度) (最近の交際費課税の主な改正事項) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>対象法人</th><th>損金算入限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">昭和57年度</td><td>資本金5,000万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>5,000万円以下</td><td>定額控除(300万円)</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>定額控除(400万円)</td></tr><tr><td rowspan="3">平成6年度</td><td>資本金5,000万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>5,000万円以下</td><td>定額控除(300万円) × 90%</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>定額控除(400万円) × 90%</td></tr><tr><td rowspan="3">平成10年度</td><td>資本金5,000万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>5,000万円以下</td><td>定額控除(300万円) × 80%</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>定額控除(400万円) × 80%</td></tr><tr><td rowspan="2">平成14年度</td><td>資本金5,000万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>5,000万円以下</td><td>定額控除(400万円) × 80%</td></tr><tr><td rowspan="2">平成15年度</td><td>資本金1億円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>定額控除(400万円) × 90%</td></tr><tr><td>平成18年度</td><td>全法人</td><td>一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外</td></tr><tr><td rowspan="2">平成21年度 (経済危機対策)</td><td>資本金1億円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>定額控除(600万円) × 90%</td></tr><tr><td rowspan="2">平成25年度</td><td>資本金1億円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>定額控除(800万円) × 100%</td></tr></tbody></table>		対象法人	損金算入限度額	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	1,000万円以下	定額控除(400万円)	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成18年度	全法人	一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外	平成21年度 (経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(600万円) × 90%	平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(800万円) × 100%
	対象法人	損金算入限度額																																															
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																															
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																																															
	1,000万円以下	定額控除(400万円)																																															
平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																															
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%																																															
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%																																															
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																															
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%																																															
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																																															
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																															
	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																																															
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																															
	1億円以下	定額控除(400万円) × 90%																																															
平成18年度	全法人	一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外																																															
平成21年度 (経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入																																															
	1億円以下	定額控除(600万円) × 90%																																															
平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																															
	1億円以下	定額控除(800万円) × 100%																																															

6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで (平成26年度～平成27年度)						
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>交際費については、1990年代初頭の約6兆円から3兆円を割る水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。</p> <p>こうした中で、本税制措置は、飲食店等の需要を喚起するとともに、企業活動を活性化させるものである。現下の経済情勢には明るい兆しも見えてくるものの、これを着実かつ本格的な景気回復の軌道につなげられるように、中小企業が大部分を占める飲食店等への消費の拡大を通じた経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>交際費は、本来、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費である。消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨が生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループでも指摘されている。</p> <p>なお、所得税法等の一部を改正する法律の附則第108条において、平成25年度中に、交際費等の課税の在り方について、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討することとし、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされている。</p>						
	政策体系における政策目的の位置付け	<table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">基本目標</td> <td>安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</td> </tr> <tr> <td>施策大目標5</td> <td>生活衛生の向上・推進を図ること</td> </tr> <tr> <td>施策目標1</td> <td>生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</td> </tr> </table>	基本目標	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること	施策大目標5	生活衛生の向上・推進を図ること	施策目標1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
基本目標	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること							
施策大目標5	生活衛生の向上・推進を図ること							
施策目標1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること							
	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長の果実を享受する活力ある経済を実現し、業況判断D Iの改善を目指す。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>業況判断D Iの改善。具体的には、本税制措置の達成度を検討するため、「大企業製造業の業況判断D I」「日銀短観」(日本銀行)「中小企業の業況判断D I」「中小企業景況調査」(中小企業庁)について、本税制措置導入前後の数値を比較分析することにより、政策効果を可視化する。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>個々の法人企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、企業活動を活性化させる</p> <p>法人企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化につながる</p>						

8	有効性等	適用数等	<p>損金算入額（適用金額）</p> <p>平成19年度 1,697,062 百万円</p> <p>平成20年度 1,614,455 百万円</p> <p>平成21年度 1,808,468 百万円</p> <p>平成22年度 1,760,028 百万円</p> <p>平成23年度 1,726,708 百万円</p> <p>（出典）国税庁「会社標本調査」</p>
		減収額	-
		効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成28年3月）</p> <p>交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待され、経済全体で1.93の乗数効果が期待できる。</p> <p>（出典）総務省「平成17年（2005年）産業連関表」</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成28年3月）</p> <p>日銀短観による全産業の業況判断DIは 2（平成25年6月）、中小企業の業況判断DIは 17.7（平成25年4～6月期）となっており、経済指数の一部で改善の動きが見られるものの、円安による輸入価格の上昇や国内財・サービスへの価格転嫁の困難さ、消費税を睨んだ駆け込み需要の反動や購買力の低下等も考慮が必要である。</p> <p>（出所）日本銀行「日銀短観（平成25年6月調査）」 中小企業庁「第132回中小企業景況調査」</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：創設時～平成28年3月）</p> <p>交際費課税の中小企業の特例措置により、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化に寄与しており、今般、本措置が拡充・延長されなかった場合には、経済を支える企業の活力が削がれることとなる。この際、今後の消費税の動向を睨んだ駆け込み需要の反動や購買力の低下等の影響にも考慮が必要である。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：創設時～平成28年3月）</p> <p>近年の経済対策としての交際課税の見直しは中小法人にとどまっていたが、交際費の減少の傾向は大法人においても顕著である。交際費は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、大法人も含め、交際費課税の緩和が求められる。具体的には、飲食店等における需要喚起や派生需要の発生により、経済全体で1.93の乗数効果が期待できる。</p> <p>（出典）総務省「平成17年（2005年）産業連関表」</p>

9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和 29 年度に制度創設されたものであるが、累次の制度改正により、資本金 1 億円超の法人企業を中心に過度の交際費支出の抑制が見られ、経済活動の沈滞化を招く要因となってきた。</p> <p>こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について本要望措置により見直すことで、新規顧客の開拓や販売促進の手段としての交際費支出を促進し、低迷する企業活動の円滑化・活性化を図る。また、飲食店営業を中心に消費の拡大を通じた経済の活性化を図ることにより、マクロ経済への効果が期待できる。このため、本措置は租税特別措置によるべき制度である。</p>
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第 4 次報告書(平成 24 年 7 月とりまとめ公表)』において、</p> <p>(1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる</p> <p>(2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡</p> <p>に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。</p> <p>また、平成 25 年 7 月開催の「生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ」において、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨を指摘されている。</p>
11	評価結果の反映の方向性		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 2 4 年 8 月

飲食店における消費拡大によって期待される経済波及効果



(出典)総務省「平成17年(2005年)産業連関表」